

日本大学理工学部学会・協会賞等の受賞者表彰に関する要項

平成11年 6月10日 制定
平成13年10月 9日 改正
平成17年 4月12日 改正
平成17年 4月 1日 施行
平成19年 5月10日 改正
平成19年 4月 1日 施行

(目 的)

第1条 この要項は、日本大学理工学部学会・協会賞等受賞者及び学位取得者の表彰についての必要事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要項における次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 理工学部とは、理工学部、短期大学部（船橋校舎）、大学院理工学研究科（地理学専攻を除く）のことをいう。
- ② 学会・協会とは、日本学術会議等で認められている団体のことをいう。

(表彰の趣旨)

第3条 理工学部学会・協会賞等受賞者表彰制度（以下、本制度という）の趣旨は、国内外の学会・協会等の学術団体からその優れた研究業績や功労によって表彰された方々、並びに新たに学位を取得された方々を、理工学部として改めて祝意を表するとともに、その内容を広報することを趣旨とする。

(対象者及び表彰の種類)

第4条 学会・協会賞等表彰の対象者及び種類は、次のとおり区分する。

① 学会・協会賞被受賞者

日本大学理工学部の専任教職員、校友（在職経験者を含む）及び在学生を対象とする。

(1) 研究業績部門

国内外の学会・協会等の学術団体から表彰された優れた研究業績を対象とする部門

(2) 功労部門

国内外の学会・協会等における長年の貢献に関して受賞した功績表彰を対象とする部門

ただし、その場限りの感謝状や褒賞、叙勲、及び発明は含めない。また、作品等に関する競技の場合は、全国規模以上で最高位の表彰を原則とする。学生との連名による表彰については、当該学生も表彰対象とする。

② 学位取得者

日本大学理工学部の専任教職員で学位を取得した者、並びに本学大学院理工学研究科での学位取得者を対象とする。

(期 間)

第5条 対象となる期間は、受賞日（表彰状の日付）が、当該年度の前年10月1日から当該年度の9月30日までとする。

(表 彰)

第6条 研究業績部門及び功労部門の受賞者には、賞状及び表彰金を授与し表彰する。
ただし、在學生は賞状のみとする。表彰金の額は、別に定める。
2 学位取得者には、記念品を贈呈し表彰する。

(推薦手続き)

第7条 研究事務課から各学科主任に宛て推薦を依頼する。学科主任は、各学科の議を経て所定用紙のほか、当該表彰を証するものの写しを添えて提出するものとする。

(表彰者の決定)

第8条 各学科から推薦された表彰候補者名簿を基に、担当・主任会議の議を経て学部長が表彰者を決定する。

(表彰式の出席者)

第9条 表彰式の招待者及び主催者は、原則として以下の者とする

① 招待者

- (1) 被表彰者
- (2) 受託研究の委託者
- (3) 研究奨励金の寄付者
- (4) 各学科から推薦された学外者（就職関連で各学科10名程度）
- (5) 理工学部後援会役員
- (6) 理工学部校友会長
- (7) 大学本部執行部（総長，理事長，副総長，常務理事）
- (8) 日本大学名誉教授（理工学部）
- (9) 生産工学部・工学部・薬学部の教職員
学部長，次長，担当，研究所長，研究所次長
学術講演会実行委員会委員長，事務四役
- (10) 理工学部長経験者
- (11) その他

② 主催者側

- (1) 担当・主任会議メンバー
- (2) 短大学科長・主任会議メンバー
- (3) 習志野高等学校長，教頭
- (4) 各学科の代表者（各学科2～3名程度）
- (5) 委託研究・研究奨励寄付金受領者
- (6) 事務局
- (7) その他必要な関係者

(所 管)

第10条 日本大学理工学部学会・協会賞等の受賞者表彰に関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。